

令和7年度 第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 開催日時 令和8年1月8日（木）14時00分から15時20分まで

2 開催場所 三重県吉田山会館2階 第206会議室

3 出席委員

【会長】渡邊 賢二 委員（学識経験者）

【副会長】伊藤 正朗 委員（三重弁護士会）

尾崎 充 委員（三重県小中学校長会）

小林 真一 委員（三重県市町教育長会）

近 正樹 委員（三重県子ども・福祉部）

澤田 剛 委員（三重県市町教育長会）

早田 清宏 委員（三重県教育委員会事務局）

辻 成尚 委員（三重県私学協会）

堀内 百合 委員（三重県小中学校長会）

松本 拓磨 委員（三重県公認心理師会・三重県臨床心理士会）

森 健人 委員（三重県立学校長会）

欠席委員 居附 竜司 委員（三重県警察）

山下 浩史 委員（津地方法務局）

山本 衛 委員（三重県児童相談所）

4 会議の公開・非公開 公開で実施

5 報告題 本県におけるいじめの現状について

6 協議題 本県のいじめの現状をふまえた、いじめの対応について

～各関係機関・団体の取組と連携について～

7 開会

（事務局）

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日のご出席は委員14名中11名で、3頁の資料2の三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第6条により会議が成立することをご報告いたします。

本日の協議会は、公開で行います。記録のため録音させていただきますので、ご了承ください。

それではただ今より、令和7年度第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、三重県教育委員会事務局生徒指

導課長の向井と申します。どうぞよろしくお願ひします。

お手元の事項書に沿って、進めさせていただきます。

開会にあたりまして、三重県教育委員会教育長 福永和伸がご挨拶申し上げます。

(福永教育長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また皆様には平素より子どもたちの健全育成に多大なご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の10月に令和6年度の三重県のいじめの認知件数などについて公表させていただきました。それによりますと令和6年度の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数は6,026件ということで、久々に前年度より減少いたしました。ここ5年あまり、毎年過去最多を更新し続けておりましたので、減少に転じたことは一定の評価ができると思っていますが、くれぐれも認知漏れすることのないように、市町等教育委員会や県立学校に注意喚起を続けております。今後とも緊張感を持って、いじめ防止に取り組んで参りたいと思っております。

一方で、いじめの重大事態の件数については20件で過去最多となりました。これも躊躇なく重大事態の認定をするよう呼びかけ続けているところですので、件数が増えてくるのはやむを得ないと考えております。これを深刻化させることのないよう、しっかり取り組んで参りたいと考えております。

本日の協議会は、子どもたちの健全育成にご尽力いただいている皆さんのお立場から、いじめ防止をテーマに情報や意見交換を行っていただき、その中から社会全体でいじめをなくしていくために、どのように取り組んでいくのか、課題解決策や連携の方策を見出していくという趣旨でご協議いただきたいと考えております。忌憚のないご意見をいただきますようにお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

会長、副会長の選任について、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第5条に基づき、委員の皆様の互選により選任いただくこととなっております。

いかがいたしましょうか。(委員より「一任」の発声)

「一任」のお声をいただきましたので、原案を提案させていただきます。

では、会長には、渡邊 賢二委員、副会長には、伊藤 正朗委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、お二人には会長および副会長に就任していただ

くということで、よろしくお願ひいたします。

以降の議事は渡邊会長に議長をお願いします。

8 報告題 本県におけるいじめの現状について

(事務局)

資料3について説明

(渡邊会長)

今の説明において、質問やご意見があればお願いします。

(松本委員)

昨年度に続き、今年度も高校生による自己申告でのいじめ発見率が高く、これはいじめが深刻化する前に申告できる生徒が増えており、「一人で抱え込まないように」「周りが見てくれている」というメッセージが浸透してきているのだと感じます。

(事務局)

やはり教育相談体制が整ってきたことや、学校と生徒および保護者が話せる関係ができあがってきた結果であると考えております。今後も取り組みを続けていきたいと思っております。

(事務局)

高校でも一人1台端末の整備が進んでおりまして、端末を利用していつでもいじめについて相談ができる体制作りも進んでおりますので、それも本人が訴えやすい要因となっていると考えております。

(伊藤副会長)

いじめ認知件数が、学年が上がるにつれて減少する傾向があるということについて、これは本当に言語能力の成長によるものなのか、冷静に考える必要があると思います。中学生は「恥ずかしくて言えない」といった理由で、教員に相談しにくい環境にあるかもしれません。このような環境がいじめの深刻化を招く可能性があるため、いじめの認知方法について、関係者で連携して考える必要があると思います。

(事務局)

小学校低学年では、言語能力のみではなく社会性も未発達なため、トラブルが起こりやすく、いじめの認知件数が多くなるのだと思います。年齢が上がるにつれて言いづらさが増すこともあるため、子どもたちが悩みを抱え込まず、安心して相談できる環境や方法を整えることができるように対応していきたいと思います。

(堀内委員)

小学校低学年の児童は、嫌なことがあったときにすぐに訴えたり、保護者が児童から話を聞いてすぐに学校に連絡をしたりすることが多いので、いじめの認知件数は多いと思います。成長するにつれて、その場で言えず、後になってわかるケースもあります。小学校高学年や中学生になると、自分の気持ちを表現できなかったり、周囲が気づくのに遅れたりする可能性があるので注意が必要だと思います。

(伊藤副会長)

いじめ重大事態の発生件数が20件とのことでしたが、行為自体が非常に重たい「1号事案」と、30日以上の欠席を伴う「2号事案」の割合はお分かりになりますか。

(福永教育長)

感覚的には「1号事案」はそう多いものではございません。「2号事案」の方が多い状況です。

(伊藤副会長)

我々がいじめの重大事態調査の第三者委員として入らせていただく際も、「1号事案」よりも、圧倒的に「2号事案」の方が多いと感じます。つまり、いじめの行為のみを見れば、違法性がそれほど高くないものでも、欠席が続き、重大事態となるものが多いと思います。

(尾崎委員)

中学校でも、積極的にいじめを認知して、いじめを解消する取組を続けています。その際、加害者が素直に謝罪することができても、被害者が素直に謝罪を受け入れることができない事例が増えているように感じます。

(松本委員)

学校によっていじめの認知方法に違いがあるとは思いますが、これは学校の怠慢や隠蔽ではなく、熱心に対応しているものの、これ以上認知件数が増えると学校がキャパオーバーになってしまうという現状があると感じています。子どもたちの訴えの中には、長期的な対応が必要な場合も多く、大人が受け入れる余裕がなくなり、互いに消耗してしまうことが少なくありません。このような現場を支える仕組みには、まだ多くの課題が残っていると思います。

(早田委員)

おっしゃられるように、学校によって、いじめのとらえ方や認知の仕方には差があると思います。そこで県としては弁護士や臨床心理士からなる「いじめ対策アドバイザー」を各学校に派遣し、いじめの認知の仕方や、その後の対応について丁寧に伝えているところです。学校ができることには限界があるので、外部の方の力も借りて、適切ないじめの認知を進めていく必要があると考えております。

(澤田委員)

先ほどのいじめの認知の件ですが、教育委員会としては、単に認知件数の数字の増減のみではなく、これまでの話にあった学校のキャパオーバーのことも含めて事情を丁寧に聴き取り、認知件数の増減の要因を見極めていく必要があると思っています。

(森委員)

子どもたちがいじめを訴える方法は、学校の地域性や育まれた風土に影響されると思います。本校では、アンケートによるいじめの訴えが少ないことを課題として捉え、「いじめ対策アドバイザー」の助言もいただきながら、アンケートの見直しを進めています。

現在、本校のいじめの発見は主に子どもたちからの訴えとなっているため、子どもたちには「相談しやすい身近な教員に相談するように」と伝えています。誰もが子どもたちから相談を受けられるという姿勢で接することが重要だと考えています。

(辻委員)

「いじめの認知があった」と管理職に連絡があれば、保護者に連絡したかどうかをすぐに確認しています。

本校は寮生が大多数を占めており、保護者は学校から遠く離れた場所に住ん

でいます。後手に回ってしまうことで保護者の方に学校への不信感を抱かれないように、いじめを認知した後はすぐに保護者に連絡して説明するようにしています。このような学校がキャパオーバーにならないための取組が重要だと思います。

9 協議事項

本県のいじめの現状をふまえた、いじめの対応について
～各関係機関・団体の取組と連携について～

(渡邊会長)

7頁、資料4には論点の柱が提示されておりますが、まずは事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

資料4について説明。

(渡邊会長)

ここからは委員の皆様にそれぞれの取組を紹介していただき、その中で感じている課題等を共有していただくとともに、論点を意識しながら、今後の取組に活かしていけるよう、活発な意見交換をお願いします。

(早田委員)

本県のいじめの重大事態の内訳を見ると、生命、心身、財産に被害が及ぶ「1号事案」よりも、不登校に関する「2号事案」が増加しています。具体的には、部活動での指導が厳しく受け取られたり、男女交際等の人間関係のトラブルで傷ついて不登校になったりするケースが見られます。このような事案は学校でよくあるもので、教員は適切に指導しようとしているものの、事態が長引いたり保護者とのコミュニケーションがうまくいかず、重大事態に発展することがあります。学校側も苦労しており、いじめの深刻化を防ぐための方法や、学校や教育委員会ができること、各組織でご協力いただけることについての意見を伺いたいと考えています。

(伊藤副会長)

学校が適切に対応していても欠席日数が30日を超えることがあります。学校の対応には限界があるという共通認識を持たないと、学校がキャパオーバーになってしまうと思います。

いじめの深刻化防止については、「加害行為の深刻化」と「被害者の状態の深刻化」を分けて考えるべきだと思います。加害行為に関しては警察や児童相談所との連携、被害者の状態については臨床心理士や精神科医との連携が重要となると思います。

(森委員)

それほど大きな事案でない場合、部活動顧問や担任が初めに対応しますが、事態が大きくなり慌てて組織的対応をし、結果的に対応が遅れることがあります。しかし、全ての問題に全力で対応するのは人員に限りがあるため難しいと思います。その中で、いじめ対策アドバイザーに相談し、加害側と被害側の担当者を別の教員にすることを検討しています。加害者と被害者のそれぞれの受け止め方が異なるために、客観的には重大でなくても、結果的に重大な事態になることがあります。異なる心性を持つ当事者同士を一人の教員が繋ぐのは難しいと考え、対応者を分けることで、被害者が話しやすくなり、いじめの対応が円滑になることを期待しています。

(松本委員)

いじめの被害を受けた後も心の中でその出来事が繰り返され、心の整理をするのに時間がかかることで「2号事案」に繋がるケースがありますが、こうした経過は被害児童生徒にとって回復の過程で生じことがあります。これら全てを教員の対応の問題で済ませることは適切でない場合もあると思います。また、被害の感じ方を個人の問題とせずに、加害者と被害者の動線が重ならないような配慮など、被害者が自分の気持ちを尊重してもらっていると感じられる安全な環境作りについて柔軟に検討することが重要です。

また、被害を受けた児童生徒の保護者が加害者への懲罰を望む背景には、加害者が登校しているのに被害者が登校できないことへの怒りがあります。学校は平等に対応しているつもりでも、保護者は自分たちの気持ちが理解されていないと感じ、後回しにされると感じることが多いわけです。このような想いを丁寧に聴き取る姿勢をとっていただく中で、懲罰を求める気持ちを否定するのではなく子どもの安全安心確保という視点での協力が得られることがあります。したがって、即座に対応方法を決めるのではなく、まずは保護者の気持ちを丁寧に聴く取組が重要となります。

また、保護者対応で問題が生じた際、担当教員個人の資質の問題とせず、学校全体で担当者をサポートする仕組みを作ることが望ましいと思います。

(堀内委員)

「安全・安心な学校」を作るためには、初期対応が重要だと思います。担任が一人で抱え込まないよう、必ず複数の教員で家庭訪問を行い、被害者と加害者の両方からしっかりと話を聴きます。さらに、保護者に対しても丁寧に情報を伝えます。このような取組を学校全体で実施することが、いじめの深刻化を防ぐことに繋がると思います。

また、子どもたちにとって相談できる大人がいることが、いじめの初期対応において重要であるため、アンケートで、相談できる大人がいるかどうか確認するとともに、担任だけでなく養護教諭や他の教職員、保護者にも相談できる体制があることを児童に伝えるようにしています。

(辻委員)

安全・安心の確保は非常に重要だと思います。本校では不登校の経験がある生徒も多く受け入れており、中には人間関係の構築が苦手な生徒もいます。いじめを認知した際、保護者に安心してもらうために、加害者と被害者の接触が少なく済む環境の整備や、休み時間を含む職員全体での見守りを実施しております。このように学校全体での生徒の安全・安心を確保する取組について保護者に伝えることが最も重要だと思います。

(伊藤副会長)

学校として、子どもが安全に復帰できる手立てを持つことは非常に重要です。最近は、パソコンや携帯を使つたいじめが増加しており、生成AIによる被害も見られますが、そのような事案に対する学校としての対応方法が分からぬこともあります。事案の中には加害者が不明な場合もあります。そのため、被害者の想いをしっかりと理解し、その気持ちに寄り添つた対応が大切だと思います。

(松本委員)

三重県公認心理師会および三重県臨床心理士会では、被害者・加害者へのカウンセリングや心理支援を行うだけでなく、集団に対する心理教育を通じていじめの心身への影響や加害することの心理について理解を深めることが重要だと考えています。いじめによる心の問題や、加害者がいじめを行う背景の複雑さを考慮し、再発防止のための授業や予防的な心理的アプローチも広がりつつありますのでご利用いただければと思います。

(伊藤副会長)

現在、いじめ予防授業は弁護士会だけが行っているのでしょうか。臨床心理士

会にも関わっていただき、新たないじめ予防授業を考えてもよいのではと思います。

(松本委員)

会としてはまだできておりませんが、市町の方で、各学校のスクールカウンセラーにお声がけいただいていると聞いております。

(渡邊会長)

いじめ予防の方に話題が移っていますが、いじめの深刻化防止についてはいかがでしょうか。

(伊藤副会長)

傷つきやすい子どもへの対応について皆さんにお尋ねします。何事も被害的に捉えやすいため、他の子どもたちとの関わり方が難しい子どもに対して、皆さんはどうのように対応、指導されますか。

私は普段から「いじめを恐れるな」という言葉を使っています。人との関わりの中で傷つくこともあるが、その繰り返しが人間関係を強固にすると考えています。いじめ防止だけに焦点を当てると、子どもたちの距離が広がり、状況が深刻化することが懸念されるため、人間的な結びつきをどう築くかが重要だと考え、このような問題提起をいたします。

(森委員)

傷つきやすい子どもは実際にいます。学校では対応できても、社会に出ると本人が困ってしまうことがあります。本校にいた生徒の保護者は子どものことをよくわかっており、担任が子どもと適切な距離感を保ちながら支援することに理解していただきました。結果、その生徒は就職し、職場でも可愛がられていることを確認しています。保護者と連携し、理解を得ながら支援することが重要なと思います。

(尾崎委員)

中学校も同様で、学校としては、その子が一番困ってるんだという認識に立つて動かなければいけないという共通認識を持っています。

(辻委員)

不登校経験者も含めて、纖細で傷つきやすい生徒がいます。そのような生徒も安心して生活できるように、学校としてできる限りの配慮をして、その内容を保護者の方に伝えるようにしています。

(堀内委員)

小学校も同じです。まずは児童や保護者の気持ちを丁寧に聴き、安心して学校に来ることができるようにして、そのうえで、社会に出るために必要な人と関わるスキルを身につける方法をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと一緒に相談することもあります。

(澤田委員)

傷つきやすい子どもが安心して生活するための配慮は必要ですが、傷つきやすい子どもへの配慮について、一部の子どもに頼りすぎると、頼られた子どもにとって大きな負担となることがあるので、注意する必要があります。

(小林委員)

子どもたちはしてはいけないことが何かわかっているものの、その時の感情に流されて暴言を吐いてしまったり、暴力をふるってしまうことがあるのだと思います。仲間同士で支え合える関係作りに力を入れ、現在、町内、全校で取り組んでいる「安心して学べる学級集団づくり」をさらに進めたいと思います。

(近委員)

福祉の立場でできることは、やはり被害を受けた子どものケアだと思います。ケアをする際には、保護者とも丁寧に連携を取り、ケアの仕方を一緒に考えいくことが大切だと思います。

(早田委員)

された人が嫌だと思ったらいじめになるということをふまえた上で、いじめ防止のことのみを考えると、人間関係が構築できないという事態になります。子どもたち同士で良好な人間関係を築けるような関わりができるように、教育委員会としても臨床心理士の方々や福祉の力も借りながら学校をサポートしていきます。具体的にどのようなことができるのかについて、今後も模索していきます。

(松本委員)

相談対応をしていますと、傷つきやすいと周りから受け止められる子どもはいて、いじめ被害があった場合自宅で悩みを抱えがちです。また、ご家族もそうした姿を間近で見ていただいている、対応をどうしたらいいか苦慮されています。

いじめの議論は難しく、いじめによって生じた状態を子どもの特性や個人の

ふるまいの問題にしてしまうと、被害者への二次被害となってしまいます。厳しい社会に適応していくことを目指す姿勢とは別に、いじめの原因を自分の側にあると感じてしまっていたり、どこにも居場所がないという思いをしている子どもが安心して過ごせる居場所を作ることが大切だと思います。

傷つきやすい状態にある子どもたちにとって、相手が話してきても対応できるゲームや YouTube 等の心理的な負担が比較的少ない安全な話題があります。いきなり登校等の話をするのではなく、安全な話題から関わることで、「他にも同じ話題が話せる人がいるかもしれない」「この人は話を聴いてくれるかもしれない」といったように関わりが広がる可能性があります。こうした状況にある子どもの社会の居場所という点ではまだ現実的には多くの課題がありますが、制度が少しずつ充実してきている中で、復帰の道筋も整理されてきています。このような形で、社会の中に居場所がないと感じた子どもたちが社会の中で過ごす居場所を確保するという対応もしています。

（渡邊会長）

本日の協議では、いじめの深刻化防止と予防教育、保護者対応の重要性が強調されました。特に、いじめ認知後の初期対応が重要であり、被害者を最優先にした保護者対応が確認されました。また、「安全・安心な学校」の実現が鍵であり、校長のリーダーシップのもとで、子どもたちにとって SOS の発信や相談ができる体制を整えることが必要であることが確認されました。以上が本日のまとめです。

それでは時間となりましたので、本日の協議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

（事務局）

本会議で出た意見については、今後の取組に生かしていきたいと考えております。本日はありがとうございました。

以上